

新篠津小学校いじめ防止基本方針〔令和３年改訂版〕

～いじめを許さない学校づくりを進めるために～

はじめに

平成２５年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成２６年４月に「北海道いじめの防止等に関する条例」が施行され、同年８月には、「北海道いじめ防止基本方針」が策定された。平成３０年２月には、施行後３年を目途とする条例の見直し規定に基づき、道の基本方針が改定された。この基本方針に基づき、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」が策定された。

これらを受け、本校においても「新篠津小学校いじめ防止基本方針」を見直し、いじめの未然防止と早期発見、早期解決により一層努めていく。

I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめは、重大な人権侵害であって、絶対に許される行為ではない。いじめを受けた場合、児童は心や体に深刻な影響を受ける。この基本方針では、学校の内外を問わずいじめが行われなくなり、全ての児童が安心して過ごせる組織体制の構築を目的とする。また、日常からいじめの未然防止に努め、いじめを認知した際に、各家庭や関係機関と連携し、まず、いじめを受けた児童の保護の重要性を全教職員が認識し、解決の手立てを用意し、早期の解決を目指していく。

1 いじめの定義

法及び道条例第二条では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

この定義の解釈上重要なこととして、次のことが挙げられる。

- ①いじめかどうかの判断に当たっては、いじめられた児童の立場に立ち、その気持ちを重視すること。
- ②本人が否定することも踏まえて、その言葉だけを表面的、形式的に判断するのではなく、その児童の態度や周辺の状況を踏まえて判断すること。
- ③インターネットなどで本人が気付かない誹謗中傷など、本人が苦痛を感じていない場合にあっても、その行為をいじめと同様に対処すること。
- ④好意から行った行為が、相手の児童に結果として苦痛を感じさせてしまった場合は、悪意がなかったことを踏まえて対応すること。
- ⑤けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

なお、いじめ解消の定義を次のように明確化し、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続する。

ア、いじめに係る行為が止んでいること。（行為が止んで少なくとも３か月を目安とする）

イ、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめの内容

いじめの内容には、次のようなものがある。

- ①無視…話しかけない、返事をしないなど
- ②仲間外れ…集団に入れない、そばに近寄せない、一緒に行動させないなど
- ③嫌がらせ…冷やかす、からかう、嫌がる言葉を浴びせる、悪口を言ったり悪い噂を流したりするなど
- ④脅しや強要…脅し文句を言う、使い走りをさせる、恥ずかしいことや嫌なこと、犯罪行為をさせるなど
- ⑤身体への攻撃…殴る、叩く、蹴る、水をかけるなど
- ⑥金品に損害…金品をたかる、盗む、壊す、隠す、捨てるなど

なお、パソコンや携帯電話などによるものについても、手段が変わっただけであって、上記と同様にいじめの中に含める。

3 いじめの構造

いじめは、どの学校でもどの児童にも起こりうるもので、いじわるなどの暴力以外のいじめでは、いじめを受ける側といじめをする側が入れ替わることもしばしばある。また、いじめには、加害と被害といった関係のほかに、はやしたてたり面白がったりする「観衆」が存在するほか、周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」がいて、これらの存在がいじめを助長しているものと考えられる。

いじめを受けている児童を守るためには、このような「観衆」や「傍観者」をなくすことが必要である。そのためには、学級などの集団全体で、「いじめを許さない」という共通認識を持つことが必要である。

4 いじめの防止

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめはどの児童生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての児童を対象にした取り組みが必要となる。いじめは人権に関わる重大な問題であり、「いじめは絶対に許されない」という意識を持ち、いじめを生まない学級づくりを進めることが必要である。

そのためには、自分の存在と他人の存在を認め合い、男女の差や発達障がいなどについて正しく理解して、お互いを尊重し合う気持ちや、思いやりの心を持てるように、学校だけではなく、地域や家庭でも取り組みを進めていく必要がある。

また、「自己有用感」や生活の中で充実感が得られるような取組もいじめの未然防止のために有効であると考えられる。

5 いじめの早期発見と対処

いじめに迅速に対処するためには、早期の発見が何より重要である。学校でも家庭でも、児童の小さな変化にも敏感であること、話す言葉の裏側にあること、本当に訴えたいことなどに気付くことが必要である。ささいな兆候にもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめがあることが認知されたら、いじめを受けた児童の側に立ち、いじめた側への指導や家庭との相談、その他、安全確保等の措置を講ずることが必要である。

いじめの対応に当たっては、担任だけではなく、学校として組織的に対応することが非常に重要であり、学校にはいつでも対応可能な組織体制の整備が必要である。

II 具体的な指導内容

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり

実際に発生したいじめに適切に対応していくことも必要だが、まず、いじめ自体が起きないようにしていくことが非常に重要である。次のような取組を進め、いじめの未然防止に努める。

(1) 人権教育の充実

○いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。

○子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○下記に記述する児童への正しい理解について人権教育を進める。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国と係わりを持つ児童
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る悩みを持つ児童
- ・震災などにより被災した児童または、原子力発電所事故により避難している児童

- ・その他、学校として特に配慮が必要な児童

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。

○児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○悩みを抱えた児童が、教師や身近な人にSOSを発信することの重要性を学ぶ機会を設定する。

(3) 体験教育の充実

- 児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- 小中一貫教育の推進、異学年交流、幼保小連携、特別支援学級との交流等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 日々の授業をはじめとする学校生活の様々な場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- 児童が考え、主体的に行ういじめ防止に関する集会等の取組や、いじめに関連する話し合いなどを実施することで、いじめ防止に関する意識の向上を見込めることから、このような取組の実施・支援を図る。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- 授業参観や学級懇談会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- インターネット使用ルールやモラルについて啓発や研修等を行い、ネットいじめの予防を図る。
- 幼児期から発達段階に応じ相手を尊重する心を育む取組を進めるとともに、就学前の説明会実施時などにより、幼児や保護者に対しての啓発を図る。

2 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき

発生したいじめについては、より重大化、深刻化する前に発見し、対処することが肝要である。次のような取組を進め、早期の発見と対応に努める。

(1) 日々の観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をするなど、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 観察の視点

- 児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- 担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(3) 日記や連絡帳の活用

- 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

○気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談の実施及び相談に関する体制整備

○教職員と児童の信頼関係を形成する。

○日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

○定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

○いじめを受けた児童が頼ることができる関係機関や心の悩み相談ダイヤルなどの窓口の周知に努める。

○心の教室相談員をはじめ、心理、福祉などに関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を図る。

(5) いじめ実態調査アンケートの実施

○児童に対し、現在いじめられているか、どんな内容か、などの調査を実施し、いじめがあると判明した場合に速やかに解消するように対処する。

○アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年に3回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

3 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応

(1) 正確な実態把握

○当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。

○関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

○指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。

○指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。

○教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 児童への指導・支援

○いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。

○いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

○いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。

○保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

(5) いじめ発生後の対応

○継続的に指導・支援を行う。

○カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。

○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

4 ネット上のいじめへの対応

(1) 情報モラル教育や保護者への啓発

○日常的に問われるモラルを養うことと同様に、ネット上でも他人を尊重し、温かい心で接することができるよう、児童への情報モラル教育を推進する。

○インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員も研修を深め、講習会や授業に生かす。

○ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会や講演会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

(2) 早期発見・早期対応

○家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。

○平素より情報を得よう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

(3) 関係機関との連携

○ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) ネットパトロール

○定期的なネットパトロールを位置づけ、トラブルやいじめを未然に防止し、また、教員の研修や生徒指導に役立てる。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

校内に『いじめ問題対策委員会』を設置し、定期的を開催する。また、いじめ等が発見された場合には、担任が一人で対処するのではなく、速やかに「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、その上で同委員会が中心となって他の業務に優先して、関係する児童から聞き取りをするなど情報を収集し、いじめの事実確認を行うなど、組織的に一貫した対応を取る。

(1) 『いじめ対策委員会』の構成

○校内構成委員…校長、教頭、生活部、学級担任、養護教諭等から必要に応じて決定。また、ケースによっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援を依頼する。

○原則いじめアンケート（年3回を）前後に定例会を招集し、事案発生時は緊急開催する。

(2) いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

○児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。

○各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

(3) 相談体制やカウンセリング体制の充実

○いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。

○心の教室相談員を中心とした校内の相談体制づくりを行う。

○カウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

(4) いじめに対する対応の見直し

○いじめの実態把握やその対応が適切に行われているかについて点検、検証、見直しを行う。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の定義について

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）」または「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第2号）」に該当するようないじめを「重大事態」と定めている。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとする。

2 重大事態の報告について

学校は、重大事態が発生した場合、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、市教育委員会を通じて村長に報告しなければならない。

3 重大事態における調査と組織について

いじめ防止対策推進法第28条においては、重大事態が起きた場合には、その重大事態に対処し、また同様の事態が起きることを防止するために「事実関係を明確にするための調査」を行うこととしている。この調査については、学校から報告を受けた村教育委員会が、学校が主体となって調査をするか、村教育委員会

が主体となって調査するかを判断する。

4 事実関係を明確にするための調査の実施について

重大事態発生時には、児童や教職員、保護者に対して聞き取りやアンケートなどによる調査を実施することとし、客観的に、また広範かつ詳細に、そして速やかに、次のような内容について実施することとする。

○いつ、誰から、どのような事実があったか

○いじめが起きた背景、人間関係はどのようなものであったか

○学校、教職員はどのように対応したか

この調査においては、たとえ学校や市教育委員会に不都合な内容があっても、その事実と向き合う姿勢を持ち続けることとし、実施に当たっては、いじめを受けた児童を守り、その心情にも十分な配慮をして実施することとする。

また、児童や保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供することとする。

5 重大事態の留意事項

下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても総合的に判断し、重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽症で済んだものの、自殺を企図した

②心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った
- ・暴行を受け、骨折した
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった
- ・殴られて歯が折れた
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された

③金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した

IV 基本方針に関するその他の事項

1 基本方針の見直し

北海道や村において基本方針などが改正されるなど、見直しすべき事情が生じた場合には、見直しを行う。

2 学校の基本方針の公開

学校の基本方針については、ホームページで公開し、閲覧できるようにするとともに、その内容を入学時や各年度の開始時に、児童、保護者、地域住民、関係機関等に説明する。